

岩手県告示第371号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成25年5月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 中沢の2

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
陸前高田市	広田町	中沢	174番1	標柱1号
			87番	標柱2号及び3号
			61番6	標柱4号
			61番9	標柱5号
			88番1	標柱6号
			80番4	標柱7号
			81番2	標柱8号
			166番1	標柱9号
			166番3	標柱10号
			168番	標柱11号
			332番地先道路敷	標柱12号